

公共工事代金債権信託（コントラスト）制度導入について

国分寺市では、中小企業者の新たな資金調達の道を開き、下請保護を図ることを目的とし、**公共工事代金債権信託（コントラスト）制度**を導入しています。

制度概要

国分寺市発注の公共工事を受注している請負者が、きらぼし銀行（旧株式会社新銀行東京）と公共工事代金債権信託契約を締結し、市の承諾を得て、未完成工事の工事請負代金をきらぼし銀行に譲渡することにより、資金を調達する仕組みです。

対象工事

国分寺市発注の契約金額が **1,000万円以上の工事**であり、競争入札により受注者が決定された工事（契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。）が対象となります。

対象事業者 以下の①か②のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① **中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者**
- ② **中小企業者以外のものであって、当該工事の履行に関し、下請人である中小企業者に対する支払計画がある場合**

利用条件 以下のいずれにも該当していること。

- ① **工事の進捗状況が前金払相当割合（中間前金払相当割合・部分払相当割合）をおおむね超えていること**
- ② **債権譲渡承諾依頼書の提出時点で、工期までに2週間以上の期間があること**
- ③ **債権譲渡の承諾申請日前2年以内に、工事成績により国分寺市から指名停止の措置を受けていないこと**
- ④ **破産法による破産手続開始の申立てをしていないこと**
- ⑤ **会社更生法による更生手続開始の申立てをしていないこと**
- ⑥ **民事再生法による再生手続開始の申立てをしていないこと**
- ⑦ **会社法の規定による特別清算開始の申立てをしていないこと**
- ⑧ **手形交換所の取引停止処分を受けていないこと**
- ⑨ **債務の弁済が不可能な状態でないこと**
- ⑩ **契約保証金を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、その承諾を得ていること**

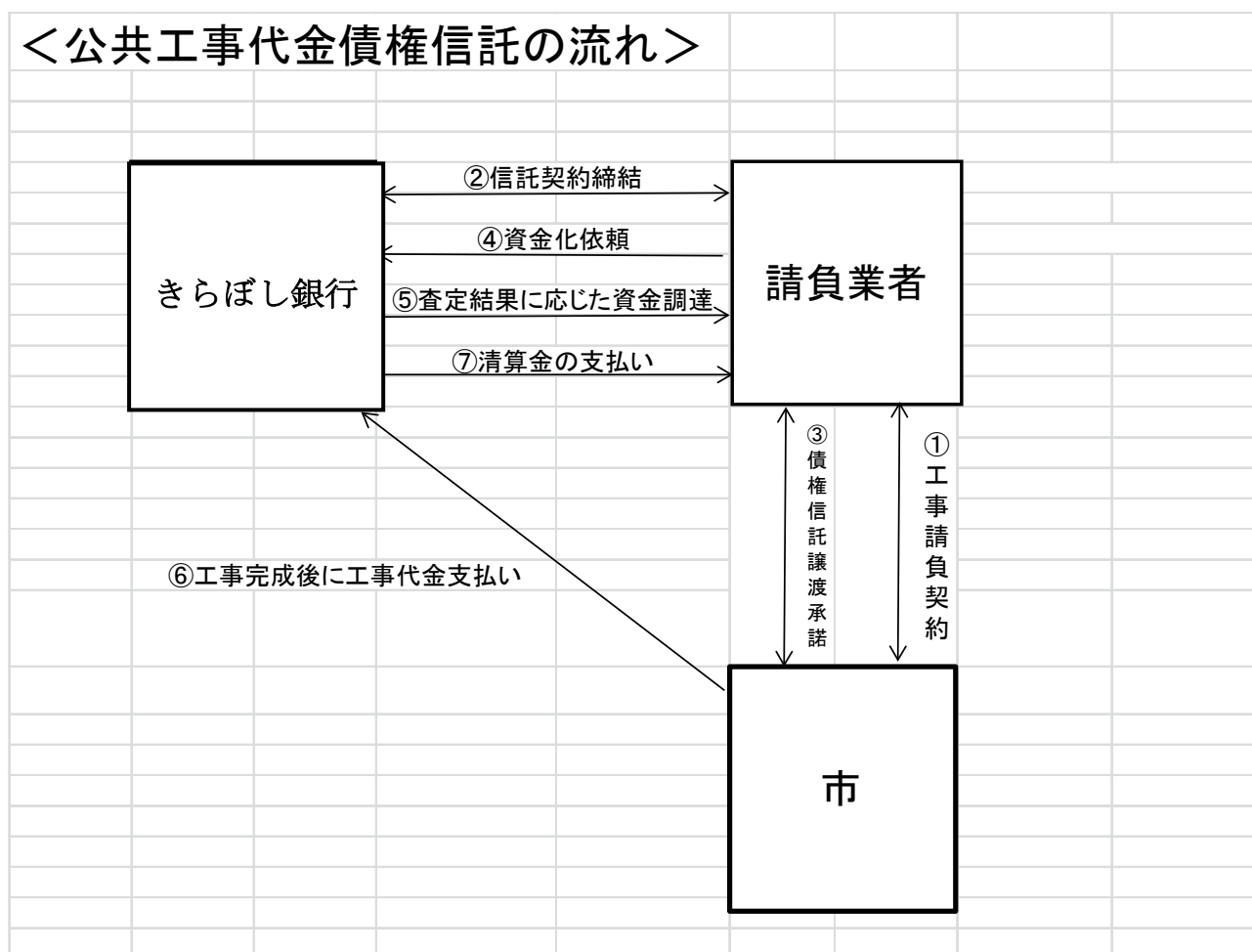
譲渡の不承諾

上記の条件を満たしている場合でも、下記の要件に当てはまる場合は、債権譲渡を不承諾とすることがあります。

- ①国分寺市標準工事請負契約約款第41条第1項各号に該当する場合
- ②あらかじめ債権譲渡を禁止している場合
- ③請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡に不適當な特別の事由がある場合

手続きの流れ

<公共工事代金債権信託の流れ>



- ①請負業者と市の間で工事請負契約を締結する。請負業者の市に対する工事代金債権が発生します。
- ②請負業者ときらぼし銀行の間で工事請負代金債権信託契約を締結します。
- ③市に債権譲渡承諾依頼書を持参にて提出し、市から承諾・不承諾の通知をうけます。
- ④請負業者はきらぼし銀行に依頼し、工事の出来高査定をうけます。
- ⑤査定結果に応じてきらぼし銀行から請負者に入金されます。
- ⑥工事が竣工し、市の検査合格後、市からきらぼし銀行に請負代金の支払いをします。
- ⑦きらぼし銀行が清算を行い、残金を請負者に還付します。

提出書類（市に持参してください。郵送不可）

- | | |
|-----------------------|----|
| ①債権譲渡承諾依頼書 | 3部 |
| ②公共工事代金債権信託契約書の写し | 1部 |
| ③契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 | 1部 |
| ④下請負人に対する支払計画書 | 1部 |

※③④は該当する場合のみ

費用負担

きらぼし銀行との間で、信託受益権売却コスト・信託報酬・工事査定料等の費用が発生します。
詳しくは、きらぼし銀行までお問い合わせください。

問合わせ先

国分寺市契約管財課契約係 042-325-0111（内線 423）
きらぼし銀行 信託事業部 03-6447-5870